

自衛隊法の一部を改正する法律案要綱

第一 在外邦人等の保護措置

(第八十四条の三関係)

一 防衛大臣は、外国における緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の警護、救出その他の当該邦人の生命又は身体の保護のための措置（以下「保護措置」という。）に着手する前に、当該外国の領域の当該保護措置を行う場所において、当該外国の権限ある当局が現に公共の安全と秩序の維持に当たっていると認められない場合等には、速やかに、部隊等の撤収を命じなければならないものとする。

二 外国の領域において保護措置を命ぜられた部隊等の長又はその指定する者は、当該保護措置を行って、いる場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合若しくは付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合又は当該部隊等若しくは当該保護措置の対象である邦人若しくはその他の保護対象者の安全を確保するため必要と認める場合には、避難し、又はその輸送を一時休止するなどして危険を回避するものとする。

第二 合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護の削除

(第九十五条の二関係)

アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織の部隊であつて自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。）に現に従事しているものの武器等の防護のための武器の使用に係る規定を削ること。

第三 合衆国軍隊及びオーストラリア軍隊に対する物品又は役務の提供（第百条の六及び第百条の八関係）

- 1 合衆国軍隊及びオーストラリア軍隊に対する自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務から、我が国として輸送、修理若しくは整備又は保管をすることが適当でないものとして政令で定める武器（弾薬を含む。）の輸送、修理若しくは整備又は保管を除くこと。
- 2 合衆国軍隊に対して行う物品の提供には、弾薬の提供は含まないものとする事。

第四 罰則

（第百二十二条の二関係）

正当な理由がなくて自衛隊の保有する武器を使用した罪について、日本国外において犯した者にも適用することとする事。

第五 施行期日

（附則関係）

この法律は、公布の日から六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。